

販売取引条件（日本）

見積書記載の会社（以下、「甲」という）及びシールドエアージャパン合同会社（以下、「乙」という）は、両者が署名した書面により別途合意しない限り、以下の販売取引条件（乙が提供する製品及び役務を特定した見積書（以下、「見積書」という）によって変更され得る）にのみ従って、注文を承諾し、販売を行うものとし、甲指定の約款の取引条件等その他のいかなる条件にも服さないものとする。以下の取引条件は、該当する見積書と併せて、甲及び各注文に適用される取引条件を構成する（以下、「本契約」という）。いずれの当事者も、両者が明示に合意した場合を除いて、本契約に未記載の当事者又はその代理人若しくは従業員が行った表明、約定又は勧誘に拘束されず、相手方に対して何の責任も負わないものとする。

- (1) 見積書及び該当の作業指示書（以下、「**SOW**」という）記載の製品及び役務の引渡または提供は、見積書に記載された甲の住所においてなされるものとする。購入製品の危険は、見積書で別途記載されている場合を除き、甲への引渡しの際時点で移転するものとする。
- (2) 甲は、乙の請求書記載の金額及び通貨で支払わなければならない。乙の請求書に別途明示的に記載されている場合を除き、製品又は役務の価格には、税金、課徴金、書類にかかる費用その他の料金は含まれず、これらは別途甲に請求されるものとする。甲は、製品の引渡しにおいて、控除や相殺を行うこと無く、対価を支払わなければならないが、乙が信用取引を認めた場合はこの限りではなく、その場合、甲は請求書の指定に従って支払を行う。役務についての支払は、見積書又は該当する **SOW** において別途記載されている場合を除き、前払いとする。製品又は役務の対価は、通知なく変更することがある。見積額の有効期間は、**30** 日間又は見積書記載の期間とする。乙は注文を拒否する権利を留保する。甲は、いかなる場合においても、争いのある請求であることその他を理由として支払いを留保してはならない。
- (3) 甲が本契約を遵守せず、乙が（その時期に関わらず）甲の支払い能力について疑義を持ち、又は甲が支払うべき金額をその期日に支払わない場合、乙は、①かかる金額が支払われるまで引渡を拒否し、②(i)年 **14.6** パーセント又は(ii)日本法に基づいて適法に認められる利率のうちいずれか低い利率の遅延損害金を課し、かつ、③期限の到来している金額を回収するために被った費用の補償を甲に請求する権利を有する。甲は、乙が負うとする債務をもって、乙の請求書記載の金額と相殺する権利を有さない。
- (4) 甲は、乙に対して適切な証拠又は税額控除証明を提供しなかったことにより乙が当局に対して支払った製品の生産、管理、販売、運送及び/又は使用について課され又は算出された税金、課徴金、消費税その他の支払金について、乙を補償する。
- (5) 乙は、価格に製品の配送料が含まれる場合は、引渡日及び引渡時間の見込みを甲に通知する。乙が製品の引渡を約束している場合、当該製品が乙又は第三者の車両、船舶その他の輸送機関から、見積書記載の積卸地、港又は住所において積み卸された時点において、引渡が完了する。甲が見積書において合意した引渡条件とは異なる条件を求める場合、乙は追加の引渡料を請求することがある。甲が製品を引き取ることを約束した場合、乙が指定した住所において甲又は第三者の車両その他の輸送機関に製品を積み込んだ時点において、引渡が完了する。書面において別途を合意した場合を除き、甲に引き渡された製品は、甲の消費に限られるものとする。甲が本条件その他の本契約上の規定を遵守しない場合、乙は一つ又は複数の取引を取り消すことがある。乙は、乙の故意又は重過失を直接の原因として引渡がなされず又は引渡が遅延した場合にのみ、これらについて責任を負う。
- (6) 乙が請求書に記載した製品に関する重量、容積、サイズ及び料金は最終的かつ拘束力を有するものとする。但し、請求書の記載内容が、貨車又はタンク貨車の積荷重量と異なる場合、実際の重量が優先するものとする。
- (7) 甲は、製品の引渡を受けたら直ちに、製品に変更を加える前に製品を検品しなければならず、甲は、製品の一部をその方法にかかわらず取り扱い、処理し又は変更した後は、乙に対して何らの請求もしないことに同意する（但し合理的な数量の検品については、この限りではない）。検品の結果、甲は製品が本契約に従っていないことを発見した場合、甲は当該製品が引き渡されてから **30** 日以内にその旨を乙に通知し、乙はその選択により、甲が追加費用を負担することなく製品を交換し、代金を払い戻し、又は代金相当額のクレジットを付与する。甲は、自ら想定している使

用方法に製品が適合しているか否かの判断について（乙がかかる使用方法を認識しているか否かにかかわらず）、自ら責任を負う。

保証：第7条の検品にも関わらず、製品に欠陥があることが発見された場合、甲は当該製品の引渡から6ヶ月以内に書面でその旨を乙に通知しなければならない。乙は、乙による検品の結果、仕様のあらゆる点について製品の本質的な不適合が証明されたと判断できた場合、乙の選択により、製品の返品を受け付け、(i)代金を返金若しくは代金同額のクレジットを付与し、又は(ii)工場において代替品を提供し（その場合、返品した製品は乙の所有物となる）若しくは製品のいずれかを修理するものとする（但し、乙が他社から購入し、再販売した製品を除く）。本保証は、明示的、黙示的、法令上の、その他商業性に関する保証又は特定の使用目的への適合性を含む、あらゆる取引条件又は保証に代わるものであることをここに明示する。甲は、製品について、純然たる経済的損失、逸失利益、事業機会の損失、営業上の信用の損失、収益の損失及び機会の損失を含むが、これらに限定されない特別、付随的、間接的、結果的又は懲罰的な損害又は費用を含む、その他あらゆる義務又は債務から乙を免責するものとする。乙は、第三者の製品に関して、いかなる保証又は表明も行わず、甲は各製造業者の保証に依拠しなければならない。甲は、乙が無償で提供した助言は、乙が甲の使用環境を検討することなく乙が示した最善の判断であり、製品の甲の使用目的に対する適切性又は適合性を保証するものではないことを合意する。乙がコンサルティングサービスの提供を受託していない場合は、甲はその使用環境についての適合性について甲自身でこれを検討し、評価しなければならない。

本契約に基づく製品又は役務の購入は、これらに関していかなる知的財産上の権利、権原及び利益を甲に付与するものではない。

- (8) 乙は、甲が設定する期限を遵守することに最善を尽くすが、乙の通常の調達先から材料調達することができない場合、あるいは、労働紛争、厳しい天候、戦争、暴動、騒乱、火災、疫病、検疫、公的機関の決定若しくは不作為、天災その他乙の支配を超えるあらゆる原因（以下、「不可抗力」という）を理由とした提供の遅れ又は提供不能の場合は、契約違反を構成しないものとする。乙は、不可抗力があった場合は、契約違反の責任を負わないものとする。乙は、(a)不可抗力事由の発生期間中、本契約に基づく義務の履行を停止し義務の履行期限を延長し、又は、(b)甲に何らの責任を負うことなく本契約の未履行部分又は製品及び役務の注文の全部若しくは一部を取り消すことができる。いずれの当事者も、本契約の履行を妨げる不可抗力が終了した場合は、本契約を再確認することができる。
- (9) 各本契約は、相手方の書面による同意がある場合にのみ、譲渡することができる。本契約の変更又は条件の追加は、見積書又は両者が署名した書面に記載されない限りは、無効とする。乙が本契約の取引条件を厳格に履行することを求めず、又は乙に認められた救済措置の行使に遅れがあったとしても、乙がかかる取引条件を放棄し、甲の違反を免責し、又は乙に認められた救済措置を放棄したとはみなされない。
- (10) 各本契約及び本販売取引条件の準拠法は日本法とし、日本法に基づいて解釈される。両者は東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。
- (11) 印刷について：両者の同意した価格で、乙が印刷サービスを提供する事に合意する場合には、図版及び作図は、甲の指示に基づいてのみ製作し、著作権及び商標の侵害があった場合は甲があらゆる責任を負い、乙を免責するものとする。乙は、図版及び作図につき、甲の指示に従うよう最善の努力を尽くすものとする。乙は、甲の指示の過誤につき何らの責任も負わないものとする。

シールドエアーージャパン合同会社